

TOWN TOPICS
11.22(月)

第40回全国中学校人権作文コンテスト 福岡協議会奨励賞を受賞

須恵東中学校2年 仲田結衣さんの人権作文「たった一言」が、第40回全国中学生人権作文コンテスト(法務省、全国人権擁護委員連合会主催)で、福岡協議会奨励賞を受賞しました。この賞は、福岡協議会応募総数4470作品の中から、わずか11点しか選ばれないものです。

受賞された仲田さんは「体験を通して、自分の考えたことや感じたことを、今不安な人やまだ知らない人に伝えるといいな」と思いながら作文を書きました。小学生の時に、読書感想文を書いて町長賞をいただきましたが、先輩方の作品を読んでもっとよい文を書きたいなと思っていたので、賞をもらった時にはほんとうに嬉しかったです。」と話されていました。



鳥羽校長(左)と仲田結衣さん(右)

TOWN TOPICS

1.13(木)

総合職業体験学習「夢ひろば」が行われました

須恵中学校2年生を対象とした、総合職業体験学習「夢ひろば」が須恵中学校の各教室で行われました。「夢ひろば」は生徒たちの勤労観・職業観を育て、自分の将来について考えてもらうことを目的として開催されました。警察官や美容師、パティシエなど8職種の講師の授業が行われました。



講義を真剣に聴く生徒



手作りのケーキポップスに興味津々

TOWN TOPICS

1.19(水)

ふれあいレインボーフォトコンテスト受賞作品決定

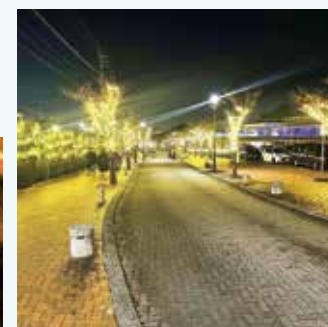
『たくさんの人に輝きを届けたい』という思いを込めて、令和3年12月4日(土)から令和4年1月14日(金)まで、ふれあいレインボー主催のフォトコンテストが行われました。

初めての開催にもかかわらず、32点ものご応募をいただきました。たくさんの素敵な写真のご応募ありがとうございました。

受賞作品



準特選作品



特選作品

TOWN TOPICS

1.21(金)

寄附をいただきました

須恵町の企業有志で組織された須恵町青少年アンビシャス応援団より、昨年度に引き続き今年度も、町内の小中学校5校に対し、各10万円の寄附をいただきました。

「未来に向かう地域子どもたちの夢や志のために」といただいた寄附は、子どもたちの夢や志が広げられる図書の購入に充てられました。

【須恵町青少年アンビシャス応援団】

発起人: ペルテクネ株式会社、ナサ工業株式会社、丸山司法書士事務所、株式会社若杉建設、ケイエルテック株式会社、株式会社ピーエムティー



安河内教育長(中央)と子ども教育課長(左から3番目)、須恵町青少年アンビシャス応援団の皆さん



成年年齢が 18歳になります！

民法が改正され、令和4年4月1日(金)から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。18歳や19歳の若者も、法律上は大人として扱われることになります。

18歳からできること

- 1 親の同意なしに一人で契約ができる(クレジットカードを作る、スマートフォンを契約する、一人暮らしのためのアパートを借りるなど)
- 2 10年有効のパスポートを取得する
- 3 国家資格(公認会計士や司法書士など)が取得できる
- 4 結婚できる(男女とも18歳に統一)

20歳にならないうちからできること

- 1 飲酒喫煙
- 2 公営ギャンブル(競馬や競輪など)

《注意点》

未成年者は契約をする際、親などの法定代理人の同意が必要ですが、成年になると自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。一方で、今まで認められていた、契約を取り消すことができる権利(未成年者取消権)を失います。

※未成年者取消権

未成年者が契約するには、法定代理人(親権者または未成年後見人)の同意が必要で、法定代理人の同意のない契約は、一定の場合を除き取り消すことができます。

自分の意思でクレジットカードを作ったり、スマートフォンを契約したりすることができるよう、自身の判断や行動に対して責任を負うことになります。

一度成立した契約は、原則、自分の都合で一方向的にやめることはできません。

アドバイス

契約に関する知識や、社会経験が浅い若者を狙う悪質な事業者は少なくありません。

成年年齢の引き下げ後は、より一層若者の消費者被害の増加が予想されます。

トラブルを防ぐためには契約に関するさまざまなルールや知識を身につけること、その契約が本当に必要かどうかしっかり考えることが必要です。

消費者庁ホームページの特設ページにはSNS情報や動画も掲載されています。自分が取り組みやすい方法で、正しい情報を得るようにしましょう。



消費者庁
「18歳から大人」
特設ページ

困ったときは一人で悩まず、すぐに消費生活センターに相談してください。

消費生活相談のお知らせ

かすや中南部 広域消費生活センター

▼開設日 月曜～金曜

(祝日・年末年始は休み)

▼相談時間 10時～15時30分

▼場所

志免町地域安全安心センター
2階

(志免町志免中央1の10の10)

▼問い合わせ先

☎ 936・1594

FAX 936・1610

※相談の際は電話でご連絡ください。

